

湯河原町都市公園条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(使用の申込み) 第3条 条例第7条第3項の規定により有料公園施設の使用の許可を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手続により町長に申し込まなければならない。 (1) (略) ― (3) (略) (4) <u>湯河原海辺公園のドッグラン</u> 当該使用料を納付し、湯河原海辺公園ドッグラン使用料領収書の交付を受けること。 (5) (略) (指定管理者に管理を行わせる場合の特例) 第11条 条例第27条第1項の規定により万葉公園管理棟会議室、湯河原海浜公園テニスコート、湯河原町総合運動公園多目的広場、湯河原町総合運動公園夜間照明施設、湯河原町総合運動公園パークゴルフ場及び湯河原町総合運動公園弓道場（以下これらを「万葉公園管理棟会議室等」という。）の管理に関する業務を指定管理者が行う場合における第3条から第5条まで並びに様式第1号及び様式第2号の規定の適用については、第3条から第5条までの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号及び様式第2号中「湯河原町長」とあるのは「指定管理者」とする。	(使用の申込み) 第3条 条例第7条第3項の規定により有料公園施設の使用の許可を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手続により町長に申し込まなければならない。 (1) (略) ― (3) (略) (4) <u>湯河原海辺公園ドッグラン</u> 当該使用料を納付し、湯河原海辺公園ドッグラン使用料領収書の交付を受けること。 (5) (略) (指定管理者に管理を行わせる場合の特例) 第11条 条例第27条第1項の規定により万葉公園管理棟会議室、湯河原海浜公園テニスコート、<u>湯河原海浜公園プール</u>、湯河原町総合運動公園多目的広場、湯河原町総合運動公園夜間照明施設、湯河原町総合運動公園パークゴルフ場及び湯河原町総合運動公園弓道場（以下これらを「万葉公園管理棟会議室等」という。）の管理に関する業務を指定管理者が行う場合における第3条から第5条まで並びに様式第1号及び様式第2号の規定の適用については、第3条から第5条までの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号及び様式第2号中「湯河原町長」とあるのは「指定管理者」とする。	

現 行	改 正 後	備 考
	附 則 この規則は、令和８年４月１日から施行する。	